= 税務TOPICS =

【消費税】 事業者免税点制度の改正 ~適用要件の追加~

平成23年6月の消費税法改正のうち、

本年1月から適用の部分について、ご紹介します。

1. 従来の制度

基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、(1年決算法人の場合) 原則として翌々期から課税事業者となる。【図1】

2. 追加された要件

特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた 場合は、翌期から課税事業者となる。【図 2】

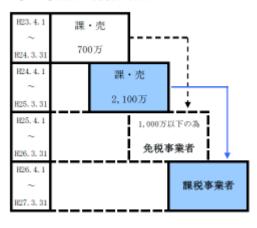
3. 特定期間とは

☆個人事業者の場合

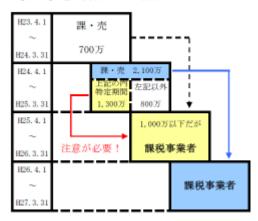
前年1月1日から6月30日までの期間 ☆法人の場合

前事業年度開始の日以降 6ヶ月の期間 (前事業年度が1年でない場合などは 別段の定めあり。)

【図1】従来の免税点判定



【図2】追加要件による判定



4. 給与等支払額による判定

上記2の判定基準により特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合においても、同期間中の給与等支払額(所得税の課税対象とされる給与・賞与の合計額)が1,000万円を超えていないときは、選択により免税事業者と判定することができる。

5. 適用開始時期と特定期間の相違

この改正は、平成25年1月1日以降に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 上記 2 による判定期間 (特定期間) は、事業年度が 1 年の 3 月決算法人の場合、 平成 24 年 4 月 1 日~9 月 30 日までの期間となり、既に経過している為、注意が 必要。 (平成 25 年 4 月 1 日~9 月 30 日までの期間ではありません。)

6. 届出

新たな要件により課税事業者となる場合は、『消費税課税事業者届出書』を速やかに提 出する必要があります。